

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
りたるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
◇告 示 保険医療機関等の指定
保険医等の指定(二件)
被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良事業計画の変更の適否の決定
土地改良事業の認可(五件)
土地収用法による土地の立入り(二件)
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「一九・八平方メートル」を「二三・一平方メートル」に、「四七八、〇〇〇円以内」を「五四八、〇〇〇円以内」に改める。

別表第一の二の1の(三)中「三五五円以内」を「三五五円以内」に改める。

別表第一の三の3の(一)の表中

七、四〇〇円	九、四〇〇円
一一、〇〇〇円	一五、四〇〇円

一三、七〇〇円	一六、四〇〇円	二〇、七〇〇円	三、〇〇〇円
二一、四〇〇円	二五、〇〇〇円	三一、六〇〇円	四、二〇〇円

八、八〇〇円	一一、一〇〇円	一六、二〇〇円	一九、三〇〇円
一四、二〇〇円	一八、二〇〇円	二五、二〇〇円	二九、五〇〇円

円	円
二四、四〇〇円	三、五〇〇円
三七、二〇〇円	五、〇〇〇円

に改める。

別表第一の三の三の(イ)の表中

二、五〇〇円	三、四〇〇円
三、九〇〇円	五、二〇〇円
五、二〇〇円	六、三〇〇円
六、三〇〇円	八、〇〇〇円
七、五〇〇円	八、九〇〇円
八、九〇〇円	一、二〇〇円
一、二〇〇円	一、四〇〇円

を

三、〇〇〇円	四、一〇〇円	六、二〇〇円	七、五〇〇円
四、七〇〇円	六、二〇〇円	八、九〇〇円	一〇、六〇〇円

に改める。

九、六〇〇円	一、二〇〇円
一三、四〇〇円	一、七〇〇円

別表第一の六の3中「行なう」を「行う」に、「二四、四〇〇円以内」を「二三、一〇〇円以内」に改める。

別表第一の八の3の(イ)中「一、五八〇円」を「一、一六〇円」に、「一、七〇〇円」を「二、三三〇円」に改める。

別表第一の九の3中「二二、〇〇〇円以内」を「三三、〇〇〇円以内」に、「一七、六〇〇円以内」を「二六、四〇〇円以内」に改める。

別表第一の十一の4の(イ)中「五〇〇円」を「一、六〇〇円」に改める。

別表第一の十二の3中「二八、四〇〇円以内」を「三六、〇〇〇円以内」に改める。

別表第二の一の1中「四九、〇〇円」を「七、二四〇円」に、「二、五

〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「四、三二〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、一一〇円」に、「五、四〇〇円」を「六、七〇〇円」に改める。

別表第二の一の2中「六四二円」を「九四九円」に、「三二八円」を「六八二円」に、「二六二円」を「五六六円」に、「五七七円」を「六七〇円」に、「七〇八円」を「八七八円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第八百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿 一五二一	昭和五十年九月二十一日
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇一	九月十六日

藤田薬局	岩美郡岩美町浦富 一〇三〇一八	"
中村医院	米子市上後藤八〇の五	" 十四日
大槻医院	八頭郡智頭町智頭 一五一〇一一	"

鳥取県告示第八百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
隣 雅 晴	鳥医第二、〇〇二二号	昭和五十年九月十一日
大 村 大四郎	鳥薬第三二二号	" 十二日

鳥取県告示第八百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山西陽子	鳥医第二、〇〇三三号	昭和五十年九月十三日
大 濱 満	" 第二、〇〇四号	"
伊 達 和 友	" 第二、〇〇五号	"
能 見 俊 典	" 第二、〇〇六号	"
富 長 瑞 穂	" 第二、〇〇七号	"
恩 田 健 史	" 第二、〇〇八号	"
常 田 享 詳	鳥薬第三二二号	" 十六日

鳥取県告示第八百三十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十年九月二十五日	若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜

鳥取県告示第八百三十七号

昭和五十年七月十八日付けで会見地区土地改良区から申請のあつた土地改良（会見地区土地改良施設維持管理）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡会見町天萬五四四番地 会見地区土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（石谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十九号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（今泉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（森地区農業用水排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十一号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(坂本地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十二号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(太郎田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年九月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百四十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

智頭線鉄道建設事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字智頭、大字南方、大字篠坂、大字毛谷、大字大内、大字山根及び大字中原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十年十月一日から昭和五十一年九月三十日まで

鳥取県告示第八百四十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

南勝線鉄道建設事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡関金町大字堀、大字今西及び大字山口地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十年十月十日から昭和五十一年十月九日まで

鳥取県告示第八百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、津ノ井土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

前	更	変
鳥取市西町一丁目二〇一番地 財団法人 鳥取開発公社 理事長 金 田 裕 夫	鳥取市桂木三〇六番地四 米 村 勇 吉	鳥取市桂木二六一番地一 大 石 賀 寿 雄 山 田 善 久
鳥取市津ノ井二〇七番地		鳥取市田島五五四番地 山 部 き く
		鳥取市西町一丁目二〇一番地 財団法人 鳥取開発公社

二 事業施行期間

変更前	変更後
昭和四十九年十二月十二日から昭和五十年十二月三十一日まで	昭和四十九年十二月十二日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市津ノ井字五反田、字桁添、字荒田及び字上遠沖の各一部、東大

後	更	変
理事長 金 田 裕 夫 鳥取市本町三丁目一〇二番地 協同組合 鳥取鉄工センター 理事長 山 根 四 郎	鳥取市津ノ井二〇七番地 米 村 勇 吉	鳥取市桂木三〇六番地四 大 石 賀 寿 雄
		鳥取市桂木二六一番地一 山 田 善 久
		鳥取市美和一四七番地 三 輪 歌 太 郎
		鳥取市桂木二六四番地 山 田 末 子
		大阪市東住吉区桑津町二丁目一〇番地 福 島 二 郎

路字長峯の一部、桂木字五反田、字大ユ田、字上一ツ橋、字一ツ橋及び字上五反田の全部並びに字外砂田、字橋詰、字会地向、字西ヶ岡及び字四反田の各一部並びに船木字下樋詰、字上樋詰及び字沖の全部並びに字茶屋前及び字植松の各一部

四 土地区画整理事業の名称

津ノ井土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市西町一丁目二〇一番地

財団法人 鳥取開発公社

六 施行認可の年月日

昭和四十九年十二月十二日

七 変更認可の年月日

昭和五十年九月二十五日

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「体育係長及び指導主事」を「体育係長、指導主事及び社会教育主事」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十年十月一日から施行する。